

研修コース承認マーク規程

1. 適用

本規程は、環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という。）の承認を受けた環境マネジメントシステム審査員研修コースを実施する研修機関（以下、「研修機関」という。）が、CEAR 承認マークを使用する場合の条件について規定する。

2. CEAR 承認マーク、ロゴ及び英文表示

環境審査員認証マーク規程 (AD150) 2 項による。

3. 承認マークの使用方法

3.1 研修機関は承認の範囲内かつ本規程記載の条件で、承認登録の有効期限の期間内においてのみ承認マークを使用することができる。また、使用に際しては、承認された範囲と承認されていない範囲とが誤解されない方法で使用しなければならない。

また、承認以前に実施された研修コース等に関して、承認審査で不適合の指摘があった場合は、研修等（補講など）を再度実施し、研修生の能力等が確認された後、承認マークを使用すること。

3.2 研修機関は承認マークを使用する場合は、研修機関のロゴマークとともに使用しなければならない。また、CEAR が承認した承認番号も表示しなければならない。表示の場所は図 1 による。

図 1



3.3 研修機関は承認マークの具体的な使用方法を承認マーク使用一覧表（TDF1301）に記入し、CEAR に届出なければならない。具体的な使用例として研修コース合格修了書、リフレッシュコース修了書、説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺などの印刷物、ウェブサイト等。なお、名刺に使用する場合は、承認された研修コースの承認範囲及び承認された研修コース業務に従事する者のみが使用できるものとする。

3.4 承認マークを印刷物に使用する場合は、CEAR が提供した印刷物用清刷の複製を使用しなければならない。

3.5 研修機関は CEAR が提供した清刷の保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行わなければならない。

3.6 承認を一時停止された研修機関は、一時停止期間中承認マークを使用することができない。承認の一時停止時点において使用した文書類の使用を停止し、必要に応じて該当文書を回収しなければならない。これには研修コース合格修了証明書及びリフレッシュコース修了証明書を含むこととする。

3.7 承認を取消された又は承認を返上した研修機関は、承認の取消し、返上した時点以降承認マークを使用することができない。承認の取消し、返上した時点において使用した文書類は廃棄しなければならない。これには研修コース合格修了証明書及びリフレッシュコース修了証明書を含むこととする。

3.8 研修機関が承認マークを不正に使用し、CEAR の指示に従わない場合、研修コース承認登録一時停止・取消規程(TD160)に従い、その承認を取り消す。また必要により、法的処置をもって対処する。

4. 認定機関の認定シンボルの使用について

認定機関の認定シンボルは、いかなる場合も使用してはならない。

以 上